

被告人国選弁護報告書【即決事件】（書式4-3 2019.7月版）

弁護士 一般・スタッフ（登録番号 ） 提出日 年 月 日

被告人	氏名		裁判所名	地方・簡易裁判所	支部
	事件番号	年( )第 号	選任日	年 月 日	
	調整	<input type="checkbox"/> 被疑者国選段階から担当	起訴日	年 月 日	
	罪名(罰条)				
※特別法犯については罰条を記載。					
判決日	年 月 日	判決以外の 終了原因			
判決主文	認定罪名	<input type="checkbox"/> 公訴事実と同一 <input type="checkbox"/> 別罪→罪名( )			
		<input type="checkbox"/> 懲役 年 月 <input type="checkbox"/> 禁錮 年 月 <input type="checkbox"/> その他( )			
		<input type="checkbox"/> 罰金 万円 <input type="checkbox"/> 科料 万円			
		<input type="checkbox"/> 全部執行猶予 年( <input type="checkbox"/> 再度) <input type="checkbox"/> 保護観察			
		<input type="checkbox"/> 一部執行猶予 上記懲役のうち( )年( )月について( )年間執行猶予			
		<input type="checkbox"/> 没収 <input type="checkbox"/> 追徴 万円			
		<input type="checkbox"/> 未決算入日数 日			
訴訟費用負担の別	<input type="checkbox"/> 費用負担あり ※費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。				
公判等	<input type="checkbox"/> 公判2回以上→公判回数 回、期日( )、内容( ) ※通常手続に移行した場合は、通常事件用の書式(4-4①)を使用。				
その他の手続期日	<input type="checkbox"/> 進行協議など(出頭日: 出頭内容: ) (公判に関する目的でなされた裁判官・検察官同席の打合せに限る。また、書面の提出のみ・電話打合せのみの場合は除く。)				
遠距離接見等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載				
謄写	詳細は別紙「謄写料請求書」に記載				
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」の通り				
訴訟準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載 ①診断書の作成料 ②弁護士照会手数料(弁護士法第23条の2) ③行政機関が発行する証明書の発行手数料 ④前任の弁護士から謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料 ⑤判決書謄本交付手数料				
<input type="checkbox"/> 第1回公判期日前に解任 年 月 日	以下に該当する活動があればチェック。(費用等は上記該当欄へ記載) <input type="checkbox"/> 被告人と接見、電話交通又は打合せを行った。 ( <input type="checkbox"/> 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる) <input type="checkbox"/> 記録の閲覧若しくは謄写を行った。				
その他	以下に該当する場合はチェック。 <input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧及び謄写をすることなく、第1回公判期日に立ち会った。 <input type="checkbox"/> 第1回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通及び打合せを行わなかった。 ( <input type="checkbox"/> ただし、接見等の申入れを行った)				

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。